

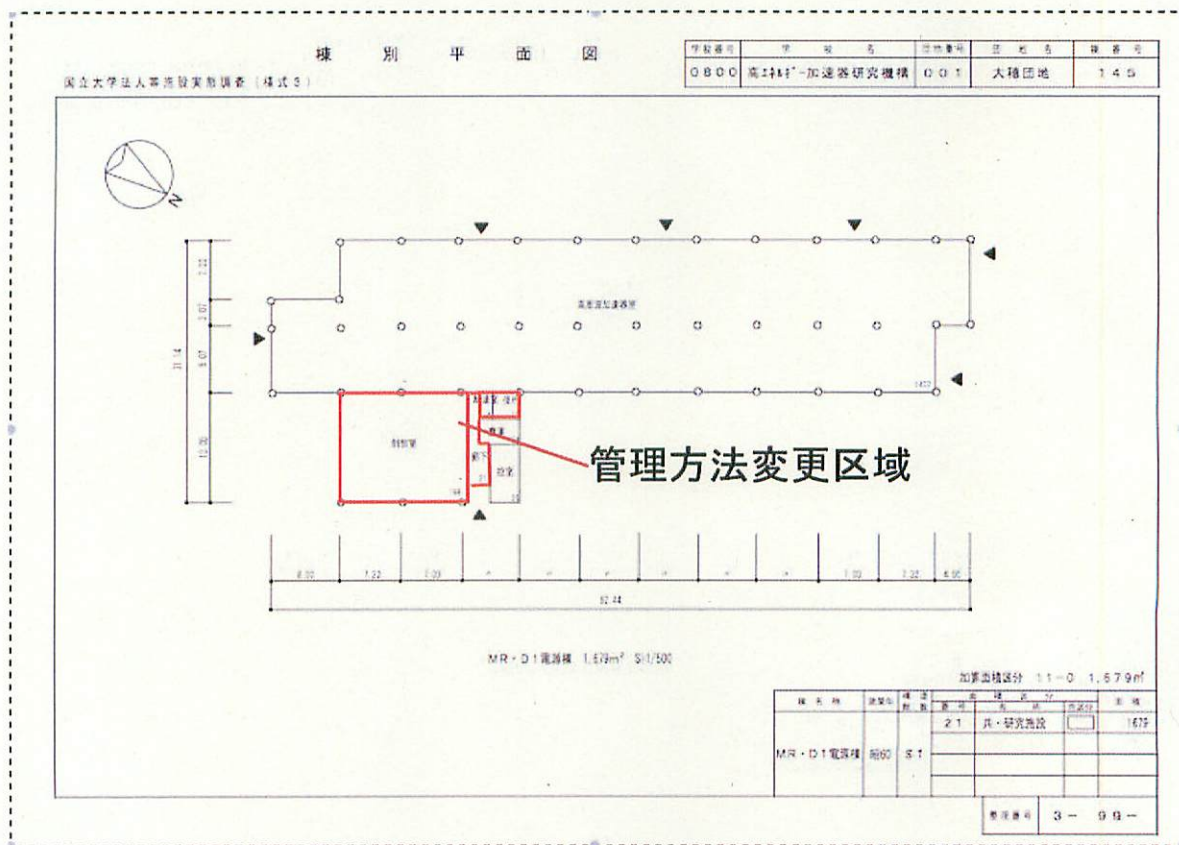
各位

平成23年4月28日
放射線取扱主任者
伴 秀一

KEKBファクトリーにおける放射線障害防止法施行規則第22条の3の適用について

放射線障害防止法施行規則第22条の3にもとづき、下記の期間、KEKBファクトリーの一部の一般管理区域を管理区域でないものとみなし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行うこととします。

1. 期間 2011年5月9日から2012年3月31日まで
2. 場所 D1電源棟制御室および廊下・トイレ



配布先

機構長、(素核研)所長、(加速器)施設長、総主幹、各主幹、(共通)施設長、第5区域KEKB施設放射線担当者、放射線管理室員、安全衛生推進室